

宇治市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和6年6月20日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

- 1 監査の結果を公表した日  
令和6年6月14日（宇治市監査委員公表第10号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 人権環境部 環境企画課

日本管財・五輪グループ

監査期間 令和6年2月1日～令和6年3月22日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	<p>施設の管理状況について</p> <p>消防計画を作成されていたが、消防訓練が未実施であった。実施されるよう努められたい。また、第三者への業務委託及び自主事業の実施について、基本協定書・仕様書に規定されている事前の承認手続きがされていなかった。今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>消防訓練及び書面による承認手続きの未実施は、認識不足によるものであったため、職員への周知を徹底し、消防訓練については、既に実施しました。</p> <p>また、第三者への業務委託及び自主事業の実施についても、書面での承認手続きを行うよう是正しました。</p>